

またもや犯した不当労働行為！

三重労働委員会『**不当労働行為認定**』命令 に基づきJR東海鉄道事業本部に申し入れを実施

JR東海労本部、JR東海労名古屋地本が三重労働委員会に不当労働行為救済を求めて申し立てた「三労委平成25年（不）第1号不当労働行為救済申立て事件」について、三重労働委員会は10月21日、「紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消す一方、伊勢運輸区の組合掲示板の設置を許可しなかったことは、組合弱体化を企図した便宜供与の一方的廃止であり不当労働行為である」と判断しました。会社に対してJR東海労、名古屋地本及び伊勢運輸区分会に今後このような行為は繰り返さないことを留意する文書を交付するようにと命令しました。2013年3月25日から約2年半組合掲示板の設置許可を求めて闘って来たことが正しかったことが証明されたのです。又会社が「組合員が5名以上いないと組合掲示板の設置は出来ない」とJR東海会社が団体交渉を拒否したことについても、「伊勢運輸区への組合掲示板の設置にかかる団体交渉申し入れに対し、会社はこれを正当な理由なく拒否した」と労働委員会はこれも不当労働行為である判断しました。これらに基づきJR東海労名古屋地本は10月27日に「申4号」で以下のことを申し入れました。

- 1、三重労働委員会の「命令」に従い早急に、またもや犯した不当労働行為に対する反省と今後不当労働行為を繰り返さない旨の文書を交付すること。
- 2、三重労働委員会の「命令」を真摯に受け止め、再審査申し立て等法的措置を行わないこと。
- 3、伊勢運輸区にJR東海労の掲示板を早急に設置すること。

会社の「言葉に騙されることなく」組合員のために会社と闘う

JR東海労と共に結集しよう！